

途中加入の組合員がいる場合

(途中加入の組合員はエンジェル税制適用対象外となる)

目次

1. エンジェル税制の優遇措置を受けるための要件
2. エンジェル税制の優遇措置が受けられない場合 (途中加入の組合員)

1. エンジェル税制の優遇措置を受けるための要件

民法上の組合及び投資事業有限責任組合（以下、組合と略します。）を經由して株式投資した組合員たる株主がエンジェル税制の優遇措置を受けるためには、**まず組合員が組合に出資し、次にその資金を原資として組合がベンチャー企業に株式投資することが必要となります。**

つまり、組合員が先に組合に出資し、その後に組合がベンチャー企業に株式投資するという順番がエンジェル税制の優遇措置を受けるための要件になります。

2. エンジェル税制の優遇措置が受けられない場合 (途中加入の組合員)

したがって、**先に組合がベンチャー企業に株式投資し、その後に組合に出資した「途中加入の組合員」は当該ベンチャー企業への株式投資についてエンジェル税制の優遇措置を受けることができないこととなります。**

もちろん途中加入の組合員であっても、途中加入した後に組合がベンチャー企業に株式投資した場合には、当該企業に関してはエンジェル税制の優遇措置を受けることができます。